

## 異 議 申 立 書

平成 22 年 11 月 15 日

鳥取市長 竹内 功 様

異議申立人 宮部 慎太郎

行政不服審査法第 6 条の規定により、次の通り異議申立をします。

### 1 異議申立人

氏名 宮部 慎太郎  
年齢 33 歳  
住所 〒680-1165  
鳥取市下味野 415-1  
電話 090-9121-9967

### 2 異議申立に係る処分

平成 22 年 9 月 21 日付個人情報開示請求拒否処分（受総固第 232 号）

### 3 2 の処分があったことを知った日

平成 22 年 9 月 24 日

### 4 異議申立の趣旨

以下の採決を求める。

- (1) 個人情報開示請求拒否処分を取り消す。
- (2) 申立人が請求した個人情報を開示する。

### 5 異議申立の理由

鳥取市個人情報保護条例（以降「条例」という）第 18 条は情報の存否を明らかにするだけで不開示情報を開示することになる場合に適用されるものであるところ、本件の場合、存否を明らかにすることが条例第 15 条第 4 号の「開示請求者以外の者に関する情報が含まれている情報であって、開示することにより当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるもの。」を開示することになると実施機関が判断したものと考えられる。

しかし、下味野が同和地区であることは、同和地区住民である異議申立人は通常知っていることであるから、存否を明らかにすることで下味野が同和地区かどうか

という情報を開示することにはならない。

仮に異議申立人が下味野が同和地区であるかどうか知らなかったとしても、条例第14条第4号は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」としているところ、異議申立人が請求した情報は、保有する財産が同和対策固定資産税減免の対象になるかどうか確認し、財産を保護するために必要な情報であるから、不開示情報にはあたらない。